

枚方市と枚方市職員関係労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和8年(2026年)6月18日(木) 午後6時30分～午後7時30分
2. 場 所 枚方市職員会館 大会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約20名
市 側：総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、教育政策課長、上下水道総務課長、市立ひらかた病院事務局総務課長、書記(人事課・職員課 課長代理)
4. 課 題 「2026年職員採用・人事制度に関わる要求書」及び「ジェンダー平等に関する要求書」に基づく交渉(2回目)

<交渉内容要旨>

I. 今年度の採用試験について

組 合	市
今年度の採用試験について、実施時期や採用規模など、現時点で示せる内容を確認したい。	採用試験については、7月中に一次試験を実施し、採用規模については、職員が安心して育児休業等を取得することができる職場環境の整備、時間外勤務が恒常的な部署への対応なども踏まえ、200人程度と考えている。 主な募集職種としては、事務職は、大学卒、一般卒、IT・福祉・司書といった資格卒、そして、本市の障害者雇用率3.4%の達成に向けて、障害者卒を設ける。技術職は、土木職、建築職、電気職、化学職において、大学卒、資格・経験卒の区分を設けたい。専門職は、保育士のほか、保健師、看護師、心理士、管理栄養士といった職種を予定している。なお、児童相談所等の開設に向けた人材確保として、事務職の福祉資格と、心理士において新たに経験卒を設ける。現業職は、調理員、作業員の区分を設けたい。 続いて、年齢要件については、昨年度と同様の形で実施したいと考えているが、事務職の福祉資格と心理士の経験卒の区分については、児童相談所等の開設後に中心的な役割を一定期間担っていただきたいという考えから、年齢要件を44歳までとしたい。また、作業員については、年齢構成等も踏まえ、27歳までとしたい。

Ⅱ. 採用予定者数について

組 合	市
- 技能労務職員については、作業員の採用区分を設けるとのことであり、評価している。採用予定人数については示されなかったが、作業員については、10年近く採用が行われていない状況も踏まえ、一定規模の採用をお願いしたい。 - また、学校司書についても、人員不足が深刻な状況であると認識しており、必要な人員を確保されたい。 - さらに、障害者雇用についても、法定雇用率3.4%の達成に向けて一定数規模の採用が必要と考えるが、採用予定人数については、いつ頃示されるのか。 - 時間外勤務の縮減や育児休業等の代替職員の正職員配置などの課題については、最終的には適正な人員配置が重要であると考えている。今回、約200人規模の採用を行うとのことであるが、これらの課題の解消につながるものと期待しているところであり、当局の見解を聞く。	- 採用予定人数については、6月24日（水）に組合を含む関係者へお示ししたうえで、6月25日（木）にホームページ等で公表する予定である。 - 昨年度から、時間外勤務の縮減のための配置のほか、一部の職種において育児休業等の代替職員として正職員を配置しているところである。今回の採用についても、こうした人数を見込んだものとしており、今後も、組織力維持のために必要な場合については、適切に配置していく。

Ⅲ. 非正規職員の採用・処遇について

組 合	市
- 前回の交渉でも要望したが、学校司書へのパソコン、机及びロッカーの配備を進めてもらいたい。組合としても学校教育部へ働き掛けを行うが、総合教育部においても関係部署への働き掛けをお願いしたい。学校司書が円滑に業務を行える環境となるよう、確実な対応を求める。 - 病院では、会計年度任用職員が必要となる場合は、できるだけすぐに業務を始めていただきたいという職場状況である。にもかかわらず、採用までに時間を要すると、せっかく働きたいと思っている人も、他に就職先を見	- 学校司書の執務環境に関する状況については認識しており、関係課にも伝えているところである。引き続き、関係課と調整を進めていく。 - 随時公募しており、応募があれば日程を調整し、採用試験を実施しているため、一定の時間を要することは不可避であるが、今後も、できるだけ迅速な配属を行っていく。

つけてしまって、結果的に人材を確保できず、職場もひっ迫するため、迅速な配属を求める。	
--	--

IV. 給与制度の見直しについて

組 合	市
定年の段階的な引上げが進む中、55歳で昇給が停止される現行制度では、職員のモチベーションの維持が難しいと考える。今後、定年年齢が65歳まで引き上げられることを踏まえると、昇給停止年齢についても見直しが必要になると考えるが、当局の見解を聞く。	昇給抑制の取扱いについては、国において民間の給与制度等を踏まえながら検討されているものであることから、今後、民間企業における取扱いに変更が生じた場合には、国において議論される可能性があると考えている。